

## 成蹊大学文学部短期外国留学に関する取扱内規

制 定 平成3年3月6日  
文学部教授会  
最新改正 2004年2月4日

(趣旨)

- 1 成蹊大学文学部外国留学に関する取扱内規第14条に規定する短期間の外国留学生（以下「短期留学生」という。）に関する取扱いは、成蹊大学文学部規則の規定にかかわらず、この内規の定めるところによる。

(留学の許可)

- 2 短期留学生の許可は、指導教授及び教授会の承認を経て、学長が行う。

(履修登録)

- 3 短期留学生については、留学が許可された日に、留学先大学の履修授業科目に代えて、次に掲げる本学部授業科目を履修登録したものとみなす。この場合において、履修することのできる単位は、成蹊大学文学部規則第11条第3項に規定する各年度において履修登録することのできる単位数には含まない。

授 業 科 目 名	単位数
外国の言語と文化 A	2
外国の言語と文化 B	2
外国の言語と文化 C	2
外国の言語と文化 D	2
外国の文化と社会 A	2
外国の文化と社会 B	2
外国の文化と社会 C	2
外国の文化と社会 D	2
外国の文化と社会 E	2
外国の文化と社会 F	2
外国の文化と社会 G	2
外国の文化と社会 H	2

(単位の認定)

- 4 短期留学を終了した学生は、帰国後、速やかに留学先大学における修得科目の成績表等に関する書類を提出し、指導教授を経て、教授会で単位認定の承認を受けなければならない。この場合において、卒業に必要な単位として認定することのできる単位数は、在学期間を通じて12単位を限度とする。ただし、成績表等に関する書類を提出しない学生については、単位の認定を行わない。

(成績評価)

- 5 留学先大学で修得し、本学部で単位認定をした科目の成績評価については、「T」とする。

附 則 (略)